

医療法人公仁会 姫路中央病院臨地実習受入実施要項

2021年11月24日	要綱 第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法人公仁会姫路中央病院（以下「病院」という。）において、保健・医療・福祉に係る人材を育成する大学、高等学校、専修学校、各種学校（以下「養成機関等」という。）からの依頼により、実習生の受入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「臨地実習生」とは、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、臨床放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、介護福祉士、管理栄養士、臨床工学技士、及びその他の医療技術者及び医療従事者の養成を目的とする学校もしくは養成所等（以下「養成機関」という。）の長、又はより高い医療技術者の養成を目的とする病院の長から、病院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒及び病院職員等をいう。

(申請及び許可等)

第3条 臨地実習生の実習を病院に委託しようとする養成機関等の長は、前年度10月末までに臨地実習生受入申請書（様式第1号）と実施要項を、実習開始の1ヶ月前までにワクチン接種及び感染症（抗体保有）検査報告書（様式2号又は任意様式）とその他必要書類を院長に提出しなければならない。

2 病院長は、必要に応じて受入時期等の申込みのあった各養成機関等と調整の上、前項の規定による申請があった実習を許可するとき受入承諾書（様式第3号）により、また実習を許可しない時は受入不許可通知書（様式第4号）により、養成機関等の長へ通知するものとする。

※新型コロナ感染症関係については附則参照

(実習期間)

第4条 臨地実習生の実習期間は、1年以内とする。ただし、実習期間は年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第5条 受託実習料は、実習生1人につき別表に定める額に消費税率を乗じた額とする。

- 2 養成機関等において受託実習料の額に定めがある場合は、その額とする。ただし、別表の額を下回らないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により別表に掲げる受託実習料によることができない場合は、あらかじめ病院長の承認を得た場合に限り、特段の取り扱いをすることができる。
- 4 養成機関等の長は第3条2項の規定により受入を許可された実習をおこなった時、実績に基づいた受託実習料の全額を実習終了後2ヶ月をめぐりに納入しなければならない。

(遵守事項)

第6条 臨地実習生は、病院における関係諸規則を遵守し、実習に際しては所属長の指示に基づいて実習等を行うものとする。

- 2 臨地実習生は、実習に際して個人情報保護等に関する誓約書(様式第5号)を提出し、実習期間中に知り得た病院及び患者等の情報を他に漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。
- 3 養成機関等は、当該実習にあたり実習開始日の1ヶ月前までに院内感染症対策として①ワクチン接種及び感染(抗体保有)検査報告書(様式第2号)、及びワクチン接種の事実を証明できる書類等の提出をし、院内感染症対策に協力するものとする。

(①について：様式第2号の要件を満たしていれば貴養成機関の様式で可。)

- 4 前項に定める院内感染症対策を実施するにあたり、実習生の特別な事情によりワクチン接種ができない場合、ワクチン未接種理由書(様式第6号)にてその事実を証明し、提出しなければならない。

(損害賠償等)

第7条 実習生等が故意又は過失により病院又は第三者に損害を与えた場合、これを速やかに書面にて報告しなければならない。

- 2 前項の損害について、実習生及び養成機関等は連帯して責任を負わなければならない。
- 3 実習生等の故意又は過失により実習生に生じた事故等については、病院は責任を負わないものとする。

(実習の中止及び許可の取消)

第8条 病院長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、実習を中止する事ができ、第3条第2項の許可を取り消すことができるものとする。

(1) 第6条、第7条の規定に違反したとき。

(2) 臨地実習生としてふさわしくない行為が認められたとき。

(3) 実習の継続により病院業務に支障が生じた時、又はその恐れがあるとき。

(4) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 病院長は、前項の規定により実習の中止、又は許可の取消を行う場合は、臨地実習停止(許可取消)通知書(様式第4号)により、養成機関等の長に通知するものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は病院長が別途定める。

附則

【コロナ感染症について】

別紙病院実習の受け入れについてを参照。

この要綱は2022年4月1日から施行する。